

自動融資サービス（カードローンサポートプラス）

保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社滋賀銀行（以下、「銀行」という。）との、自動融資サービス（カードローンサポートプラス）規定（当座貸越規定）（以下、「原契約」という。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、株式会社滋賀ディーシーカード（以下、「保証会社」という。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

- (1) 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下、「本契約」という。）に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- (2) 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、銀行が借主からの申込を承諾したときに成立します。
- (3) 本契約に基づく保証の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約に基づく保証の期間を延長されるものとします。

第2条（債務の弁済）

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担をかけません。

第3条（保証の解除）

- (1) 原契約または本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約に基づき決定した保証を解除されても異議ありません。
- (2) 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで当該債務にかかる保証会社の保証債務は存続します。

第4条（代位弁済）

- (1) 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- (2) 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
- (3) 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- ① 前条により保証会社が代位弁済した全額
- ② 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額
- ③ 上記①②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.4%とします
- ④ 保証会社が私に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

- ① 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき
- ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立があったとき
- ③ 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④ 原契約または本契約の条項に違反したとき
- ⑤ その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条（通知義務等）

- (1) 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から説明等を求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
- (2) 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに保証会社に通知し、指示に従います。
- (3) 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
- (4) 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
- (5) 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または

保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得することがあることを承認します。

第9条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第10条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。

第11条（約款の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第12条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第13条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本支店（営業所も含む）所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

（2020年4月1日現在）